

審査規程

(目的)

第1条 この規程は、取引参加者規程第58条及び第2編第4章並びに業務方法書第14条の6及び第2章第5節の規定に基づき、本取引所が行う取引参加者又は清算参加者（以下「取引参加者等」という。）の検査（以下「審査」という。）及びその結果に基づく措置に関し必要な事項を定める。

2 この規程の変更は、自主規制委員会の決議をもって行う。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。

(平成8年4月8日、平成16年4月1日、平成17年6月1日、平成19年9月30日 変更)

(審査員)

第2条 審査は、本取引所の職員のうちから本取引所が任命した者（以下「審査員」という。）が行う。ただし、本取引所が必要と認めるときは、補助員を使用することができる。

(平成16年4月1日、平成17年6月1日 変更)

(審査の種類及び実施方法)

第3条 審査の種類は、次の各号に定める。

(1) 通常審査

取引参加者等の本取引所の市場における市場デリバティブ取引に関する業務全般を対象に行うもの

(2) 確認審査

取引参加者規程第68条第2項又は業務方法書第15条の8第2項に規定する報告を求めた取引参加者等に必要に応じて行うもの

(3) 臨時審査

通常審査とは別に臨時に行うもの

2 審査の実施方法は、次の各号に定める。

(1) 書類審査

取引参加者等が本取引所に提出する書類について行うもの

(2) 実地審査

取引参加者等の営業所又は事務所において行うもの

(平成16年4月1日、平成17年6月1日、平成19年9月30日 変更)

(審査の予告)

第4条 実地審査を行う場合は、あらかじめ取引参加者等に、審査の日時、方法及び審査員の氏名を通知するものとする。ただし、本取引所が必要と認めるときは、通知をしないことができる。

(平成16年4月1日、平成17年6月1日 変更)

(審査員の権限)

第5条 審査員は、取引参加者等に対し、第1条に規定する審査を行うため必要があると認める帳簿及び書類その他の物件の提示若しくは閲覧、資料の提出又は事実の説明を要求することができる。

(平成16年4月1日、平成17年6月1日 変更)

(審査員の守秘義務)

第6条 審査員は、その職務に関して知り得た秘密を、他に漏らし又は窃用してはならない。

(平成16年4月1日、平成17年6月1日 変更)

(取引参加者等の義務)

第7条 取引参加者等は、第5条の規定による審査員の要求に対し、正当な理由なくしてこれを拒否することができない。

(平成16年4月1日、平成17年6月1日 変更)

(審査員証明書の提示)

第8条 審査員は、審査業務開始にあたり、取引参加者等に審査員証明書を提示するものとする。

(平成16年4月1日、平成17年6月1日 変更)

(審査結果に基づく措置)

第9条 本取引所は、取引参加者等に対する審査の結果、取引参加者規程第2編第4章又

は業務方法書第2章第5節に規定する処分、処置又は勧告の対象に該当しない軽微な不備を発見し、かつ当該不備が法令又は本取引所諸規則違反につながるおそれがあると認める場合には、当該取引参加者等に対し注意を喚起することができる。

(平成16年4月1日、平成17年6月1日、平成19年9月30日 変更)

(審査結果の通知)

第10条 本取引所は、審査を終えた場合は、措置の内容を含め、当該審査の結果を当該取引参加者等に通知する。

(平成17年6月1日 追加)

(合同審査)

第11条 本取引所は、金融商品取引業協会と合同して審査を行うことができる。

(平成17年6月1日 追加、平成19年9月30日 変更)

附則

この変更規則は、平成8年4月8日から施行する。

附則

この変更規定は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この変更規定は、平成17年6月1日から施行する。

附則

この改正規定は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。